

受講約款

イラストレーション / 絵本と表現 / コミックイラスト
マンガ / デッサン基礎

(株) アートスクール大阪

a	提供される役務の内容	複数の専門スタッフのシフト制による描画実技の教授
b	受講者が支払わなければならない金額	表の入学申込書に記載
c	役務の提供期間	表の入学申込書に記載
d	bの支払い方法と納入期日	1.現金払い 2.銀行振込 3.ゆうちょ銀行振込 上記のいずれかを選択の上、申込日より7日以内に納入 分割納入の際は申込書の支払い期日通り
e	特約事項 (休学・休止の具体例) 選択受講期間が「12ヶ月」の場合 休学:合計6ヶ月間 休止:合計12ヶ月間 まで お休みしていただくことが可能です。	第一条 ―受講料について― 第一項 入校時に一括前払いを原則とさせていただきます。分割納入を選択される場合は、当校指定年率にて分割支払いの手数料を別途申し受け致します。(詳細は「受講案内」、学費のお支払い方法を参照下さい) 第二条 ―受講について― 第一項 講師のシフトは都合(病気・事故・退職等)により予告なく変更・代講することがあります。 第二項 セミナーやワークショップは不定期に企画内容の変更(新設・終了・内容の変更)を行う場合があります。当校の定める規則、講師の指導、本校スタッフの注意等を遵守するものとします。(遵守義務) 第三項 選択されたコースの受講期間内で選択回数を受講し、期間を越えての受講はできません。 第四項 受講コースの変更は本校が認めた場合のみ受付いたします。 第五項 その際、変更により受講料に差額が生じる場合はお支払い頂きます。但し、一旦納入された受講料を返金することはできません。 第六項 受講の権利を第三者へ譲渡することはできません。 第七項 受講開始日は申込日より2年以内を期限とします。受講料をお支払い頂いてもこの期限は適用されます。 第三条 ―休学および受講休止について― 第一項 正当な理由(病気入院・出産・不慮の事故等による)がある場合は、その旨を証明する書類を提出し、本校スタッフ、講師が認めた場合のみ休学もしくは休止を認めます。 休学、休止期間についてはスタッフと相談の上、都度決定することとします。 休学、休止開始時以降は教室の私物を持ち帰り、その期間中は教室に入室禁止、セミナーやその他の行事の参加はできません。 但し、受講料を分割でお支払の方は支払期日の延長を認めるものではありません。 第二項 休学可能期間は選択受講期間の最大1／2期間(累計)とし、休学期間分、受講終了日を後に変更いたします。申請は1ヶ月単位とし、一回あたり2,000円の手数料を頂きます。 第三項 休止は休学期間を超えて受講できない場合に適用いたします。休止可能期間は最大選択受講期間分(累計)とします。申請単位は1ヶ月単位とし、一回あたり5,000円の手数料を頂きます。 第四項 個人的な理由(出席できない正当な理由を証明できないもの)による欠席や、上記第一項、第二項に該当する場合でも、事後申告による手続きは原則的に認めません。該当する場合で書類の提出が難しい場合は、電話でも受付いたします。 第四条 ―受講停止、退学処分について― 第一項 入学後、当校の運営を妨げる行為(例:当校の規則、講師、事務局の指導・注意・勧告に従わない場合、他の生徒への迷惑行為、誹謗中傷、公序良俗に反する行為、勧誘等)があった場合は、受講停止、又は退学といたします。この場合、受講料等(前受金)は返金いたしません。 第二項 学費を納入期限内にお支払いいただけない場合は受講停止の処置を取ります。 第三項 受講停止の場合でも、受講料の未納分は、お支払いいただきます。 第五条 ―私物の保管について― 第一項 受講終了までの間、当校の提供する所定の場所の範囲内に私物を置く事を許可します。但し当校はスペースを提供するのみで、万一教室内で紛失等がありましても、当校は一切の責任を負いません。 第二項 当校に置かれている私物は、受講期間終了後1ヶ月以内にお引き取り頂けない場合は当校で処分致します。ご自身でお持ち帰りが難しい場合は、送料着払いにて返送することが可能です。 第六条 ―施設の利用について― 第一項 受講期間中に限り、当校の施設・設備を利用することができます。当校の建物内・教室内の設備等を汚損・破損された場合は、実費による弁償を請求する場合があります。 第七条 ―受講料の返還について― ※入学申込書が提出された時点で受講契約締結としてお取り扱いします。 第一項 受講契約締結後の解約、中途解約につきましても、未受講分の受講料金は全額違約金とさせていただきますので、返金等は一切出来ません。分割納入をご選択の場合につきましても、法で定められた違約金として最後までお支払い頂きます。 注)このコースは法律で定められた特定商取引法の対象外コースです。 第八条 ―休校日について― 第一項 当校の休校日(GW・お盆・年末年始・教室整備日等)は、決まり次第、教室内に掲示し告知いたします。 第二項 大阪府下に気象警報が発令されているなど、通学に支障があると判断した場合、臨時休校とする事があります。 第九条 ―受講規則について― 第一項 当校運営の諸事情により、当校の規則は予告なく変更する場合がございます。なお受講生には、変更についての文書を教室内に掲示し告知します。(変更内容は事前に告知できるよう努力いたします) 第十条 ―拒否理由― 第一項 一旦退学処分された方の再入学は原則として認めません。 第二項 入学・継続・再入学手続きの受付後でも、不適当と判断した場合は、後日お申し込みをお断りする場合がございます。 第十一条 ―相談について― 第一項 当校では入学前・入学後に関わらず、随時相談を受け付け、対応いたします。